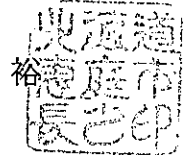


恵庭市告示第 161 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 7 年 12 月 15 日

恵庭市長 原 田



1 開発行為又は工区に含まれる地域の名称

恵庭市恵央町

12-1, 12-4, 12-5, 12-6, 12-7, 12-8, 12-9, 12-10, 12-11, 12-12, 12-13,
12-14, 12-15, 12-16, 15-1, 16-1, 16-3, 16-4, 16-5, 26-5, 26-6, 26-1 の
内

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

札幌市北区北 9 条西 3 丁目 7 番地

株式会社土屋ホールディングス 代表取締役 土屋 昌三

3 開発許可年月日及び番号

(当 初)	令和 6 年 4 月 1 9 日	恵庭市企振第 3 号指令
(第 1 回変更)	令和 6 年 8 月 2 8 日	恵庭市企振第 24 号指令